

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

有限会社川崎造材
青森県むつ市大畑町湯坂 37 番地の 7

2. 指名停止措置期間

令和 8 年 9 月 3 日から令和 8 年 10 月 2 日まで（1 カ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

有限会社川崎造材は、令和 3 年 12 月 23 日に下北森林管理署長と売買契約した立木販売箇所の伐採搬出に当たり、令和 6 年 8 月 24 日、契約区域外であるスギ立木外（187 本 材積 95.42m³）を誤って伐採したため。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第 16 号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適当と認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内

問 い 合 わ せ 先
東 北 森 林 管 理 局
秋 田 県 秋 田 市 中 通 5 - 9 - 16
総 務 企 画 部 経 理 課 長 山 田 清 美 電 話 018-836-2070